

たばこ規制枠組条約について

経緯

- 平成11年～ 条約案についての交渉を実施（政府間交渉会合：6回）
平成16年6月 日本が正式に条約批准
平成17年2月 条約発効
※ 2008年6月現在157カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<全体事項>

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立又は強化する。

<個別事項>

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）
- たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）
- たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）
- たばこ製品の包装及びラベル（第11条）
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）
- たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）
- 未成年者への及び未成年者による販売（第16条）